

民法 Chapter 3

Date
/Date
/Date
/

制限行為能力者に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者は、自ら補助開始の審判を請求することができない。
- 2 本人以外の者の請求によって保佐開始の審判をするためには、本人の同意が必要である。
- 3 保佐人の同意を得なければならない行為について、被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず保佐人が同意をしないとき、被保佐人は、家庭裁判所に対し、保佐人の同意に代わる許可を請求することができる。
- 4 被補助人について後見開始の審判をする場合、家庭裁判所は、その者に係る補助開始の審判を取り消さずに後見開始の審判をすることができる。
- 5 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者について、家庭裁判所は、同意権も代理権も付与されない補助人を選任することができる。

正解
3

[権利の主体] 制限行為能力者

1 妥当でない

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる（民法15条1項本文）。したがって、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者も、自ら補助開始の審判の請求をすることができる。

2 妥当でない

本人以外の者の請求によって保佐開始の審判をする場合であっても、本人の同意は不要である（民法11条参照）。なお、本人の同意が必要なのは、本人以外の者の請求により、補助開始の審判をする場合である（同法15条2項）。

3 妥当である

保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる（民法13条3項）。

4 妥当でない

後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない（民法19条1項）。

5 妥当でない

補助開始の審判は、民法17条1項の審判（補助人の同意を要する旨の審判）又は同法876条の9第1項の審判（補助人に代理権を付与する旨の審判）とともにしなければならない（同法15条3項）。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。